平成２５年（フ）第１４４号
群馬県前橋市総社町総社1635番地11　ロイヤルマンション前橋106号
債務者　加古　俊明
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４５号
群馬県伊勢崎市安堀町425番地５　ロジュマン安堀11号館203
債務者　濱名　信夫
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４８号
群馬県前橋市西片貝町３丁目173番地２　ブルーハイツ105号
債務者　門倉　光子（旧姓古橋）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５４号
群馬県前橋市住吉町２丁目６番７―302号　ウイング前橋中央
債務者　有井　一行
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６０号
静岡県沼津市沼北町２丁目12番12号　メゾン長嶋207、前住所静岡県沼津市常盤町３丁目12番地の２　エンゼルハイム常盤町101号
債務者　鬼塚　實正
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
静岡県沼津市沼北町２丁目12番12号　メゾン長嶋207、前住所静岡県沼津市常盤町３丁目12番地の２　エンゼルハイム常盤町101号
債務者　鬼塚　勝子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
三重県松阪市小阿坂町996番地
債務者　北川　真規
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第３１６号
京都市北区鷹峯北鷹峯町36番地　コモド106
債務者　藥師勇二郎
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４６５号
京都市下京区東洞院通仏光寺下る高橋町618番地15
債務者　建部　延子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５６８号
京都市北区紫竹竹殿町12番地　ベル・ドミール21―201号
債務者　杉本みや子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６１１号
京都府長岡京市友岡４丁目17番７号　第２山王ハイツ102
債務者　永田　利幸
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６３１号
京都府八幡市男山八望２番地―Ｃ20―502
債務者　新名　えみ
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地１棟1408号
債務者　中尾　聡子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
大阪府富田林市中野町３丁目776番地３
債務者　Ｌｏｕｎｇｅ華こと　河野　艶子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４４４号
堺市堺区北半町西３番17号　シャトー岩崎403号
債務者　仲里　由美
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５０８号
堺市北区百舌鳥赤畑町４丁278番地１　もず山洋ハイツ307号
債務者　畑村　友美
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５１４号
大阪府藤井寺市さくら町２番１―203号
債務者　山田美智子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係